

京都市医療施設審議会条例

(設置)

第1条 本市の設置する医療施設の運営の基本方針に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議するため、京都市医療施設審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び市職員のうちから市長が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定めるものとする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、市長が招集する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都市医療施設審議会条例施行規則

(定数)

第1条 京都市医療施設審議会(以下「審議会」という。)の委員の定数は、10人とする。

(会議)

第2条 審議会の会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。